

保護者各位

糸満市教育委員会  
教育長 屋良 朝俊  
(公印省略)

5 類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対応について (お知らせ)

時下、保護者の皆さまにおいては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。  
平素より、学校における感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
みだしのことについて、5 類感染症への移行にともない保護者の皆さまにおいては下記の内容  
について適切な対応をお願いします。  
引き続き、地域の感染状況をご確認していただきながら、感染症への対応をお願いします。

記

1. 出席停止の取扱いについて

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とすること。  
※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から 5 日を経過するまでを基準とすること。
- 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと。
- 「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること。
- 出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。

2. 健康観察について

- 家庭においては、児童生徒の体温を毎日確認し、健康状態の把握に努めること。また、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理せず自宅で休養すること。
- 健康観察シートについては、学校へ提出する必要はないこと。

3. マスク着用について

- 学校教育活動において、児童生徒及び教職員のマスクの着用の必要はないこと。ただし、登下校時に混雑したバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することが推奨される。

4. 濃厚接触者の取扱いについて

- 令和 5 年 5 月 8 日以降は、濃厚接触者としての特定は行わない。よって、同居家族が罹患した場合は、出席停止の対象にはなりません。